

大和郡山市建設工事仕様書

1 工 事 名	大和郡山市総合公園球場ベンチ改修工事
2 工 事 場 所	大和郡山市矢田山町地内
3 工 事 期 間	着手の日から令和7年10月31日まで
4 工 事 概 要	・ 建築改修工事 一式
5 事業担当課	事業担当課：まちづくり事業課 業務担当課：入札検査課（施設整備室）
6 契 約 日	落札の日の通知を受けた日を含み5日以内（市役所の業務の休みの日を除く。）
7 契 約 保 証	請負金額の10%以上とし、契約締結までに手続きを完了すること。現金による場合は契約を締結する際に納付すること。ただし、設計金額が5,000万円未満で大和郡山市契約規則第22条第3号に該当する場合は免除する。
8 支 払 事 項	前 払 金 請負金額が300万円以上の場合は請求が可能である。 ただし、前払金として請負金額の40%、中間前払金として請負金額の20%を限度とする。 部分出来高払 なし 完了払 金 工事完成検査合格後、請求のあった日から40日以内に支払うものとする。
9 質 問 事 項	質問書提出日時 令和7年5月20日午前9時から正午まで 質 問 方 法 指定の質問書【ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→入札関係書類（工事）からダウンロードできます。】により事業担当課へ持参すること。 提 出 先 まちづくり事業課 質 問 回 答 日 令和7年5月22日午後1時から開札前日まで 質 問 回 答 場 所 ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→<u>建設工事・建設工事等に係る業務委託等入札のお知らせ（質問・回答を掲載しました）</u>にて閲覧できます。 そ の 他 質問がない場合は、質問書の提出は必要ありません。 また、質問・回答がない場合は、ホームページへの掲載はありません。

特記仕様書（建築編）

第1条 大和郡山市総合公園球場ベンチ改修工事の施工にあたっては、設計図書及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の各仕様書【最新版】（ホームページ「官庁営繕の技術基準」参照）によるものとする。

第2条 各仕様書に対する特記及び追加事項は、この特記仕様書によるものとする。

第3条 請負者は工事の施工に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、工事の円滑な進行を図るものとする。

第1章 総 則

1. 設計図書の照査

本工事の施工にあたっては、事前に設計図書の照査を行うものとし、照査の事実を施工計画書、または工事打合せ簿等より報告すること。

2. 工事の着手

本工事については、契約後速やかに着手すること。

3. 総合施工計画書の提出

総合施工計画書については、設計図書の内容及び現場条件を反映させ、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督職員に提出しなければならない。

4. 施工体制について（建設業法・入札契約適正化法）

公共工事を受注した建設業者が下請契約を締結するときは、その金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出しなければならない。

また、施工体系図を作成し、工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲げるとともにその写しを発注者に提出しなければならない。

尚、工事の進行によって下請業者の変更があった場合は、すみやかに施工体制図等を変更し、その写しを発注者に提出しなければならない。

5. 建設副産物

（1）本工事の施工により発生する建設副産物の受入場所（施設）については、別紙のとおりとする。

（2）本工事の積算上の条件明示は下記のとおりであるが、受入場所（施設）を指定するものではない。

なお、設計変更については請負者の責によるものでないやむを得ない理由による場合を対象とし、監督職員と協議し変更するものとする。

請負者の責によるものでないやむを得ない理由とは、以下の①～⑤である。

① 受入施設の受入可能量の超過、施設の故障等、受入側の事情により受入が不可能となった場合。

- ② 受入場所（施設）までの運搬経路に支障が生じ運搬が不可能となった場合、もしくは迂回経路の運搬距離が著しく延びる場合。
- ③ 発生した建設副産物の形状等が、受入条件と一致することが困難になった場合。
- ④ 受入施設の不適正な行為を行政機関等が確認した場合。
- ⑤ 受入施設が廃棄物処理法に基づく許可の失効、もしくは行政処分を受けた場合。

なお、請負者の都合による受入場所（施設）の変更は、監督職員と協議の上、公的な受入施設又は奈良県県土マネジメント部が建設発生土の受入施設として登録している民間受入施設とし、産業廃棄物処分については各関係法令を遵守した奈良県内外の処分許可を持つ受入施設とする。また、設計金額の変更は減額となる場合のみを対象とする。

○積算上の条件明示

建設副産物	受入場所（施設）	片道 運搬距離	受入期間 及び受入時間	その他 受入条件
混合廃棄物	(有)大志	20km	8:00～17:00 夜間・休日不可	中間

- (3) 建設工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等(3) 再資源化等をする施設の名称及び所在地」については、契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、積算上の条件明示と別の方法であった場合でも、上記(2)①～⑤によらない場合は設計変更の対象としない。
- (4) 産業廃棄物の搬出にあたっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正に処理されていることを確認するとともに監督職員又は検査職員に提示しなければならない。また、産業廃棄物受入施設が発行する受入時の計量伝票の写しを監督職員に提出するとともに、監督職員又は検査職員より請求があった場合には直ちに原本を提示すること。
- なお、特別管理産業廃棄物（アスベスト等）については、受入時の計量伝票の写し及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し（D・E票）を提出すること。
- (5) 建設発生土及び産業廃棄物の処分について、工事請負契約締結後にあつては再生資源利用〔促進〕（計画・~~実施~~）書を、工事竣工後は再生資源利用〔促進〕（~~計画~~・実施）書を所定の様式に基づいて作成し、提出するものとする。
- また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」により対象工事の請負者は、当該工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した旨を、発注者に書面にて報告すること。
- (6) 工事用残土・殻捨場は、民間の指定処分地（別紙建設発生土処理業者一覧・産業廃棄物処理業者一覧 内での指定）であるが、運搬距離並びに経路については、事前に監督職員と協議し運搬計画を作成し施工計画書に含め提出しなければならない。
- (7) 本工事の施工により産業廃棄物税の対象となる発生材を処分する場合は、搬出時に産業廃棄物税相当額を**最終処分場業者**に支払うこと。
- (8) 再生資源利用計画書および再生資源利用促進計画書の提出様式については、奈良県技術管理課ホームページ又は国土交通省ホームページからダウンロードし使用すること。

なお、建設副産物情報交換システム（COBRIS）を利用した場合も、再生資源利用計画書および再生資源利用促進計画書を紙媒体で提出すること。また、請負者は、再生資源利用計画書および再生資源利用促進計画書を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

6. 事故報告について

請負業者は、工事施工中に工事事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、市指定の事故報告書を作成し、提出しなければならない。

7. 交通安全管理

（1）交通誘導警備員の配置について

① 交通誘導警備員は「警備業法（昭和47年7月5日法律第117号）第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置すること。

② 交通誘導警備員については、下表のとおりとする。工事の実工程等による交通誘導警備員の増減は、設計変更の対象とはしないものとする。ただし、発注者と所轄警察署との協議結果により、交通誘導警備員編成が変わる場合は、設計変更の対象とする。

③ 工事内容に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員	編 成	昼夜別	交代要員の有無	備 考
図示	1名／日	交通誘導警備員B	昼間	無	延べ10名

交通誘導警備員B：警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員以外の交通の誘導に従事するもの

（2）「ダンプトラック等による過積載等の防止について」（入札検査課カウンターにて閲覧及び大和郡山市ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→基準関連）を参照。

8. 官公庁等への手続き等

本工事は、有資格者等による石綿事前調査を実施し、石綿事前調査結果報告システムにより申請を行うこと。

また、工事打合せ簿等にて監督職員へ申請（登録）完了の報告を行い、監督職員又は検査職員より請求があった場合には登録内容を提示しなければならない。

9. 施工時間及び施工時間の変更

施工時間は、午前9時から午後5時とするが、関係機関等との調整の結果、作業時間帯に変更が生じた場合は監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

10. 各種保険及び退職金制度について

- (1) 請負者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

なお、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内に、発注者に提出しなければならない。

また、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」（シール）を現場に掲示し、この制度に対する下請の事業主と労働者の意識の向上を図ること。

第2章 材 料

1. 資材等の県産品利用促進

請負者は、地場産業の活性化を図るため、建設資材・物品等調達については奈良県産品の使用をより一層努めること。

奈良県産品とは次の①から②に示すものとする。

① 県内の工場等（本店が県内にあり、工場が県外にある場合も含む）で製造・加工された資材・製品

② 奈良県リサイクル認定製品

2. 材料に関する指示事項

(1) 再生材の使用について

イ. 本工事の施工において使用する再生材（再生CR, 再生砂, 再生粒度調整砕石, 再生アスファルト）については、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、工事施工箇所から20kmの範囲内で、奈良県内に再資源化施設がある場合は、県内の再資源化施設で製造された再生材を使用すること。

ただし、当該工事の工期、施工条件等により、必要とする量が確保できない場合は、監督職員と協議すること。

ロ. 上記イ.に記載しない再生材の使用にあたっては、奈良県産品の使用をより一層努めること。

ハ. 再生材の使用にあたっては、「再生材の使用に関する取り扱いについて」（入札検査課カウンターにて閲覧及び大和郡山市ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→基準関連）を参照。

ニ. 再生材の使用にあたっては、使用前に、監督職員に再資源化施設が発行する試験成績書を提出すること。また、不純物の混入が無いこと等、現場にて搬入時にその品質確認を行うこと。

現場に搬入された再生材が、品質等その使用が不適当と監督職員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再検査（または確認）を受けること。

第3章 補足事項

1. 現場代理人等について

「建設工事及び建設工事に伴う委託業務（植栽維持管理業務含）に係る現場代理人等について」（入札検査課カウンターにて閲覧及び大和郡山市ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→基準関連）を参照。

2. 下請人の市内建設業者の優先選定

請負者は、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手を大和郡山市内に本店を有するものの中から選定するよう努めること。

3. コリンス(CORINS) への登録

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の各仕様書〔最新版〕のとおり。

第4章 その他

1. 工事用電力施設に関する指示事項

2. 工事用地等の使用

3. 一般事項

(1) 住民対策

- イ. 公共事業とはいえ通行者や沿道の住民に、迷惑をかけながら施工（営利活動）をしているという意識を請負人は、代表者以下、作業員に至るまで十分に徹底すること。
- ロ. 地元との意志の疎通をはかり、苦情、トラブル等の解消に努め問題が起これば、請負人が責任を持って対処すること。
- ハ. 第三者に理解できるよう予告、工事、交通規制等の看板・標識を設置すること。
- ニ. 現場代理人・主任技術者は、ネーム入り制服・ヘルメット・腕章等作業員と区別できるものを着用し、工事内容を十分理解して住民からの質問には、的確に説明すること。
- ホ. 作業の内容・時期・時間等は、監督職員と打ち合わせどおりとし、変更のある場合は、監督員との了解だけでなく地元とも協議をすること。
- ヘ. トラブルや苦情には誠実に対応し、明らかに因果関係のない場合を除き迅速に対処すること。
- ト. 工事区間内や運搬経路の路面は、良好に保つために巡回し、転倒・泥はね・ほこり等の苦情のないようにすること。特に雨天時は注意すること。
- チ. 道路横断管・家庭排水管等の露出があった場合は、注意して施工すること。またその排水管に損傷を与えた場合は、部分的な補修ではなく全面的に入れ替えること。
- リ. 舗装復旧については、路面工作物とのなじみに留意し、縦横断勾配を確保して水のたまらないように平滑に仕上げること。
- ヌ. 個人の水道・電気・土地等の無断使用は絶対しないこと。
- ル. 交通誘導員についても前述の主旨をわきまえ、通行者を優しく丁寧に誘導・指示させること。
- ヲ. 苦情・事故・要望・対処等の事実は、監督職員にその都度詳細に報告書にして提出し協議すること。

(2) 工事による地元営業店の支障、地元行事、し尿、ゴミ収集、緊急時の対策は十分検討し考慮しておかねばならない。

4. その他留意事項

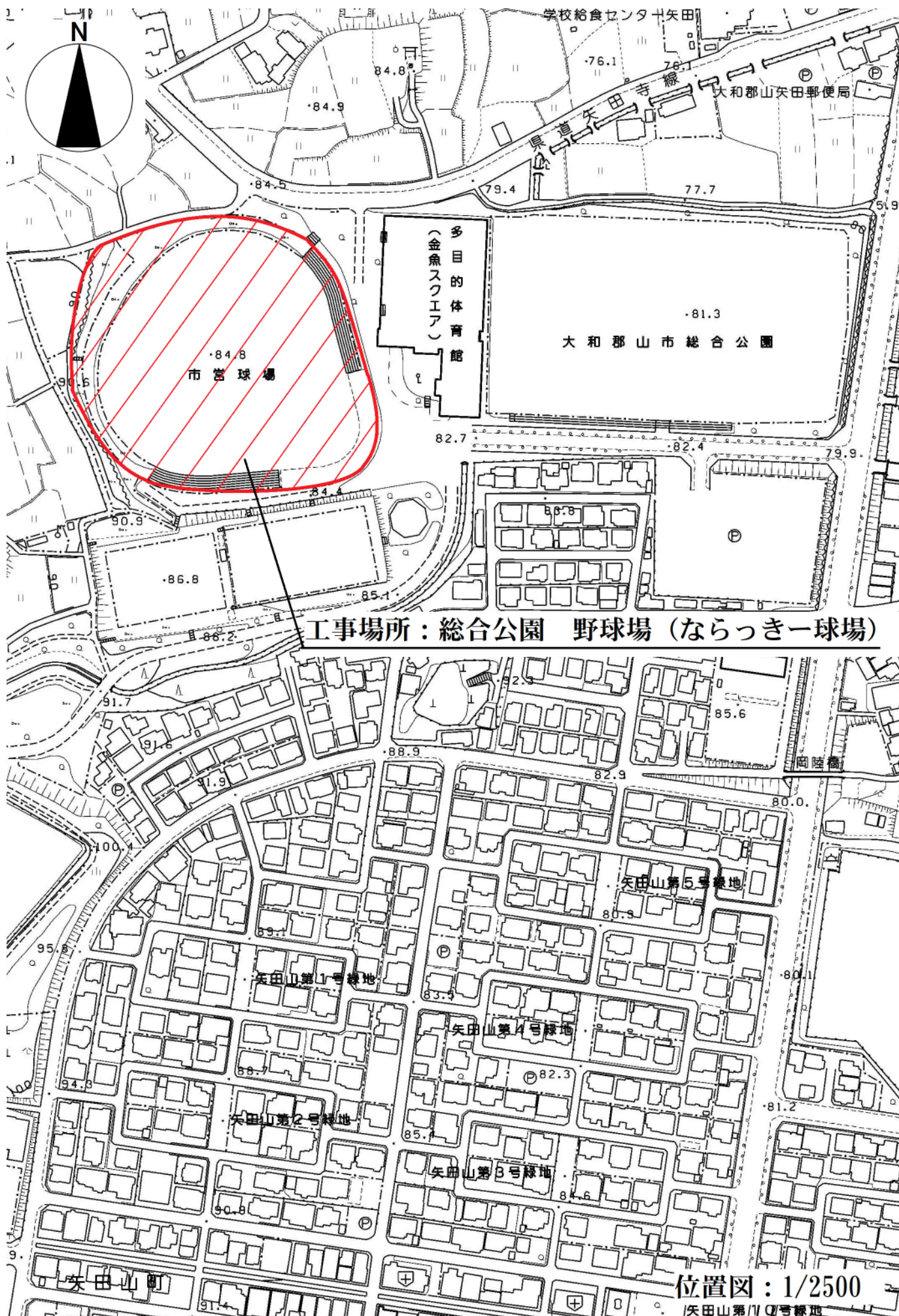
- ・熱中症対策を行うこと。（施工中に適宜小休止を挟むこと）
- ・施工にかかる際、施設利用者等に注意し作業を行うこと。
- ・工事で生じた破損は補修または交換を行い、請負者の負担で現状復旧を行うこと。（工事場所以外を含む。）

- ・本工事では、改修箇所を土日に予定されている大会等で使用することが想定されるため、改修箇所を施設利用の無い平日に施工完了する必要があること。

また、土日以外の観客席の利用は無いものとし、平日作業とすること。

施工にかかる期間及びその他確認事項は受注後、監督員・施設管理者と打合せを行うこと。

現状の段階での想定になるが、9月末の週から10月初週を使用停止で抑えているため、材料の納入期間次第ではあるが、施工期間としては上記の期間を予定している。



(別紙)

令和6年6月21日 以降 産業廃棄物処分業者一覧

会 社 名 等	処 分 場 施 設 所 在 地	がれき類 (工作物 除去に 伴って生 じた不要 物)	廃プラ	木くず	繊維くず	ゴムくず	金属くず	ガラスく ず・コンク リートくず 及び陶磁 器くず	汚泥
中間処理施設									
(株) I・T・O	天理市田町418番1、419番3、420番1の各一部 奈良市南庄町129番地、136番、143番地の各一部、182 番地、191番地1、143 番地	○	○	○	○			○	○
(有) アサヒ開発	御所市大字元町315番地	○	○	○	○	○	○	○	
(株) 井戸本	御所市大字室221番の一部、225番7、225番8、225番9、 226番の一部、227番、228番の一部		○				○	○	
(株) 今西組	吉野郡十津川村大字小川200番30外3筆			○	○				
(株) 今西商店	橿原市飯高町157番1	○	○	○	○	○	○	○	
(株) 上田建設	御所市大字柏原1485番4の一部	○						○	
内村興産 (株)	生駒市北田原町1207番8	○						○	
(有) 馬本賢商店	平群町大字若井589番1外6筆	○	○			○	○	○	
栄和建設 (株)	葛城市中戸39番地			○					
(株) 岡野土木建材	宇陀市榛原内牧1264番地1の一部			○					
(株) ガイアート	大和郡山市今国府町6番9、20番、椎木町384番4	○						○	
(株) 梶本建材	川西町大字下永960番1、961番1	○						○	
(株) 川勝興産	御所市大字古瀬1287番3の一部		○	○	○	○			○
川上村森林組合	川上村大字西河字坂呑18番2外2筆			○					
関西化学工業 (株)	上牧町中筋出作158番6		○						
関西メタルワーク (株)	生駒市小平尾町1490-1、1491-1						○	○	
(有) 北大和開発	上牧町大字上牧4666番地	○	○	○	○	○	○	○	
(株) クボクリンサービス	香芝市尼寺一丁目8番、9番		○	○	○	○	○	○	
(有) グローバル開発	葛城市中戸321-2、322-1		○	○	○	○			
(株) 小倉開発	香芝市尼寺333-1、333-3		○	○	○	○			
(株) 坂本興業	御所市大字室字西口15番2	○	○	○	○	○	○	○	
(株) サクラモト	御所市大字三室610番1	○	○	○	○	○	○	○	
三建工業 (株)	橿原市曲川町7丁目627番、628番の一部	○							
三洋商事 (株)	奈良市蘭生町432番1	○	○	○		○	○	○	
(株) 四季園	生駒市小倉寺町277番2の一部	○	○	○	○	○	○	○	
(株) JUNコーポレーション	橿原市東竹田町169番地2、169番地3		○	○	○	○	○	○	
(株) 章南	御所市大字元町137番地の21		○	○	○		○	○	
(株) セイケ商事	香芝市大字尼寺580番4		○	○	○	○			
(株) 正光	御所市大字樋野461番地の一部、戸毛1116番地外1筆、 1082番1	○	○	○	○			○	○
積水化成成品工業 (株)	天理市森本町670番地1外32筆		○						
(有) 宗大	葛城市南花内252番地1の一部	○						○	
(株) ダイケン	奈良市北之庄西町二丁目11番地1、11番地6、11番地 10	○	○	○	○	○	○	○	
(有) 大志	橿原市新堂町281番の8外3筆	○	○	○	○	○	○	○	
大泉運輸 (株)	五條市二見5丁目1145番、1146番、1147番1、1148番1、 1166番1、1167番、1168番2、1474番各々の一部			○					
太洋エンジニアリング (株)	十津川村大字七色157番の一部			○					
(株) 大和化銀	宇陀市室生向洲2249番137		○	○	○	○	○		
(有) 大和環境サービス	河合町大字穴閣130番6		○	○	○	○			
(有) 大和産業環境社	上牧町大字中筋出作240番3		○	○	○	○	○	○	
(有) 拓栄興産	葛城市梅室138番12、138番13 汚泥は発生現場で固化 処理すること(車両搭載型攪拌固化機)		○	○	○	○			○
(株) 中和営繕	桜井市大字浅古1079、1080、1086-1、1087-1、1088-1、 1097-1、今井谷507外1、720	○	○	○	○	○	○	○	○
(株) 鶴田商店	田原本町味間317-1、317-7、317-8	○	○	○	○	○	○	○	
(株) ディ・シー	葛城市新村123番1、127番1	○	○	○	○	○	○	○	
徳本砕石工業 (株)	大淀町芦原531番地の1	○							
(株) トロワピリエ	大和郡山市小泉町2512番1		○※1			○※1			

令和6年6月21日 以降 産業廃棄物処分業者一覧

会 社 名 等	処 分 場 施 設 所 在 地	がれき類 (工作物 除去に 伴って生 じた不要 物)	廃プラ	木くず	繊維くず	ゴムくず	金属くず	ガラスく ず・コンク リートくず 及び陶磁 器くず	汚泥
(株) 中家建設	下市町大字原谷245外12筆			○					
(株) 中作	宇陀市菟田野宇賀志667番1、678番、679番		○	○	○	○			
(株) 中吉野開発	下市町大字栃原2353番1の一部、2353番4、2353番5	○		○				○	
奈良県アスコン協同組合	大和郡山市額田部北町1137番地1外5筆	○							
奈良県合同砕石 (株)	吉野町津風呂184番の一部	○	○	○	○	○	○	○	
奈良総合リサイクルセンター (株)	御所市大字多田572番1外5筆	○	○	○	○	○	○	○	○
奈良マテリアル (株)	御所市大字城山台90番地の20、166番地4、166番地5	○	○				○	○	○
(株) 奈良リサイクル	御所市大字池之内528番地の1の一部、528番地の2		○※1			○※1			
(株) NANBU	大和郡山市長安寺町276-2 産業廃棄物の発生現場での処理に限る(車両搭載型熔融施設)	○	○	○	○	○	○	○	
	奈良市蘭生町416番1、416番2、418番1、418番4	○	○	○	○	○	○	○	
南部環境開発 (株)	田原本町大字千代580番地の4外2筆	○	○	○	○	○	○	○	
(株) 西岡組	宇陀市大字陀野依254番2、256番2、256番1の一部	○						○	
日章金属興業 (有)	葛城市兵家171-1、171-7、152-7、152-12、166-3、1566		○				○	○	
日本資環 (株)	五條市西吉野町奥谷1249番地、1251番地の各一部	○	○			○	○	○	
野村興産 (株)	宇陀市菟田野大澤76番2		○※2				○※2	○※2	
(株) ヒカリワールド	五條市住川町1309番地		○			○			
(株) 正田建設	葛城市大字加守1500番外2筆、香芝市穴虫2624番1、2624番2の一部	○		○			○	○	○
一林産 (株)	奈良市蘭生町445番、446番1			○※3					
(有) 日出産業	奈良市北之庄西町二丁目6番地の6	○	○	○			○	○	
福源商事 (株)	五條市出屋敷町186番56の一部、近内町1104番51の一部		○	○	○	○	○	○	
北和商事 (株)	大和郡山市小泉町2506番1	○	○	○	○	○	○	○	
(株) 丸山土木	御所市大字小林756番外7筆			○					
(株) 丸山土木	御所市大字小林580-1の一部、581-1の一部、櫛羅2536-1の一部	○	○					○	○
(株) みやこ建材	大和郡山市九条町29-3の一部、29-5の一部、31-1の一部		○	○	○	○			
村本道路 (株)	橿原市曲川町708番1外3筆	○							
(株) 山田土木	御杖村大字土屋原3226番、3227番	○	○	○	○		○	○	
大和環境リサイクル (株)	宇陀市菟田野宇賀志4番3		○	○					
(株) ヤマト興産	五條市二見5丁目1183番地1の一部、1184番地1、1184番地4、1184番地5の一部	○							
(株) ヤマト産業サービスセンター	香芝市尼寺605番外2筆		○	○	○	○			
(株) 山本工業	天理市庵治町92番外8筆、嘉幡町304番1外2筆	○						○	○
(有) ヨシモトゴム商会	御所市東松本243番、244番、246番、247番		○			○			
最終処分場									
(有) 馬本賢商店	生駒郡平群町大字福貴711番1外6筆 (安定型)	○※4							
(株) 正光	御所市戸毛1082番1外3筆 (安定型)	○※4	○※4			○	○	○※4	
奈良県合同砕石 (株)	吉野町津風呂183番1及び184番 (安定型)	○※4	○※4			○	○	○※4	
(株) 南都興産	御所市大字重阪329番地他12筆 (管理型)	○※4	○※4	○	○	○	○	○※4	○
日本資環 (株)	五條市西吉野町奥谷1255番地ほか13筆 (安定型)	○※4	○※4			○	○	○※4	
(株) 丸山土木	御所市大字小林561番外17筆 (安定型)	○※4	○※4			○	○	○※4	

・ 一覧の中間処理施設及び最終処分場は、奈良県又は奈良市の許可を受け、令和6年6月1日現在、各ホームページにて公開している産業廃棄物処理業許可業者である。

許可の有無や処分地・受入品目等について変動している場合があるため、処分場選定時には確認を行うこと。

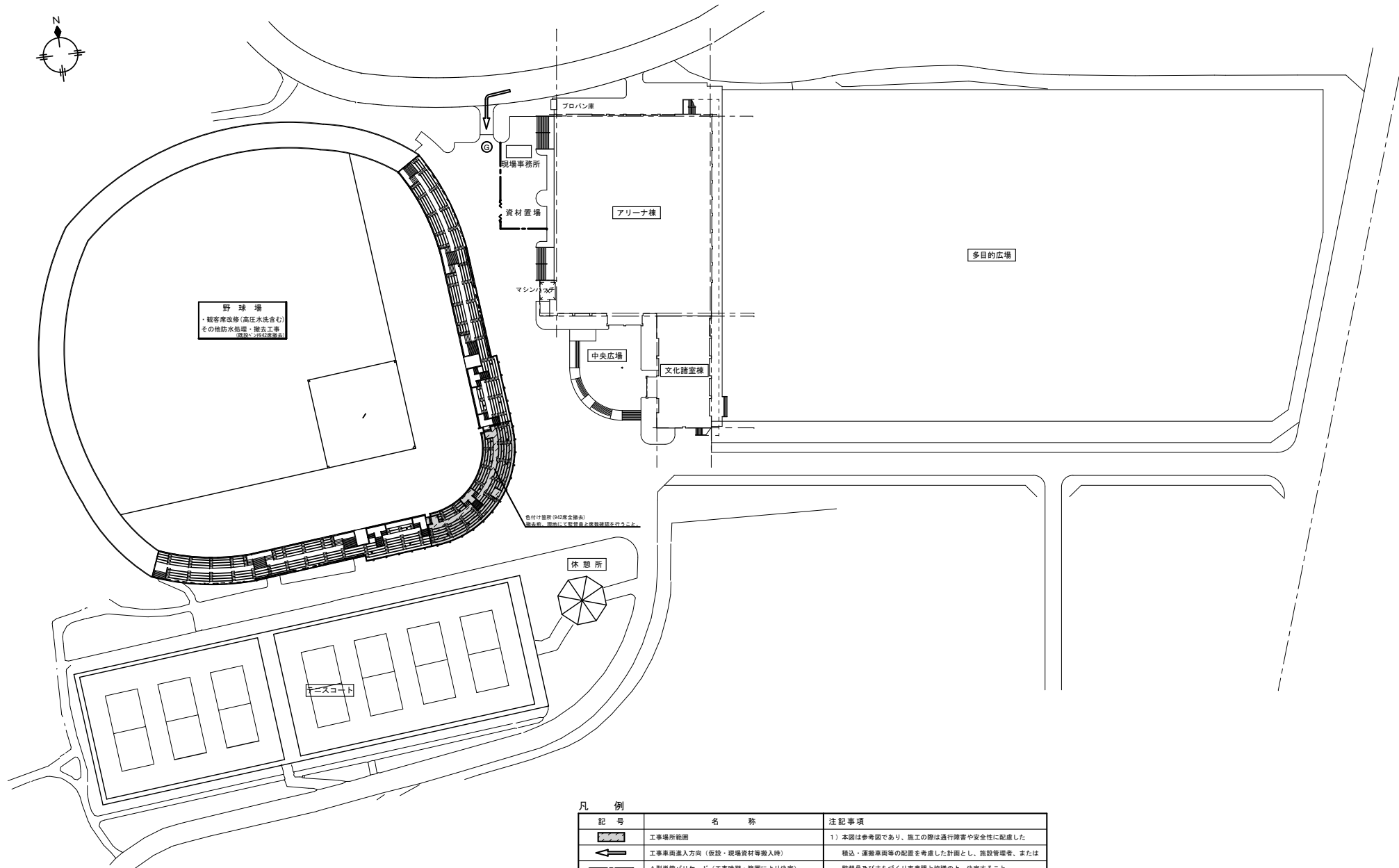
※1廃タイヤに限る ※2廃蛍光灯又は廃水銀灯に限る ※3建設系伐採木に限る ※4廃石綿を含む

大和郡山市総合公園球場ベンチ改修工事

設 計 図

設 計 図 面 総 数	建 築 図 A - 目 次		
建 築 図 A - 6 枚			縮 尺
	0	表紙・図面リスト	—
	1	建築改修工事特記仕様書	—
	2	附近見取図・配置図	1/800
	3	現況立面図	1/300
	4	改修平面詳細図	1/100
	5	観客席詳細図	1/100
計	6 枚		

A2 - H31年度Ver1.0

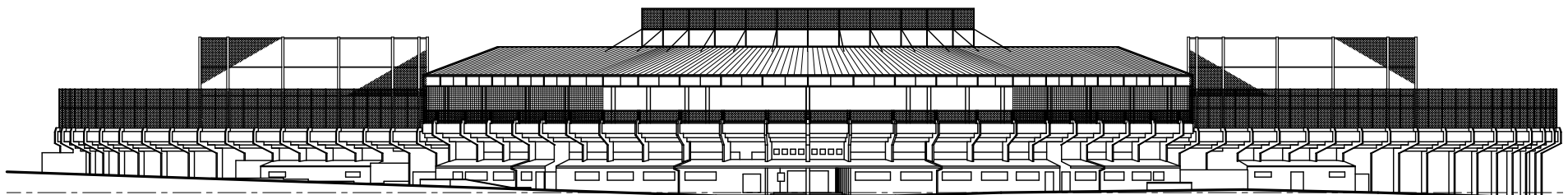


配置図兼仮設計画図 1 : 800

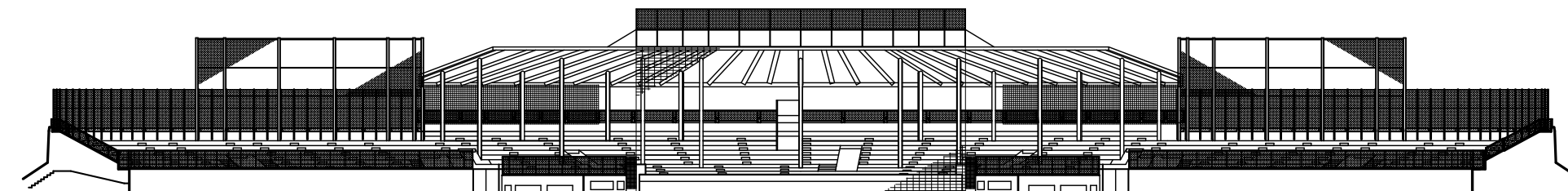
凡 例

記 号	名 称	注 記 事 項
	工事場所範囲	1) 本図は参考図であり、施工の際は通行障害や安全性に配慮した
	工事車両進入方向(仮設・現場資材等搬入時)	積込・運搬車両等の配置を考慮した計画とし、施設管理者、または
	A型車管バリエード(工事時期・範囲により決定)	監督員及びまちづくり事業課と協議の上、決定すること。
	交通整理員(工事期間常駐)	2) 敷地内工事車両の通行の際は、細心の注意を払うこと。
		3) 停車場周囲の周囲はコーン区画を行い、歩行者等に明示を行うこと。
		4) 球場内にて施工の際は立ち入り禁止掲示及び施工部の養生を行い、
		周辺環境に配慮し作業にかかること。

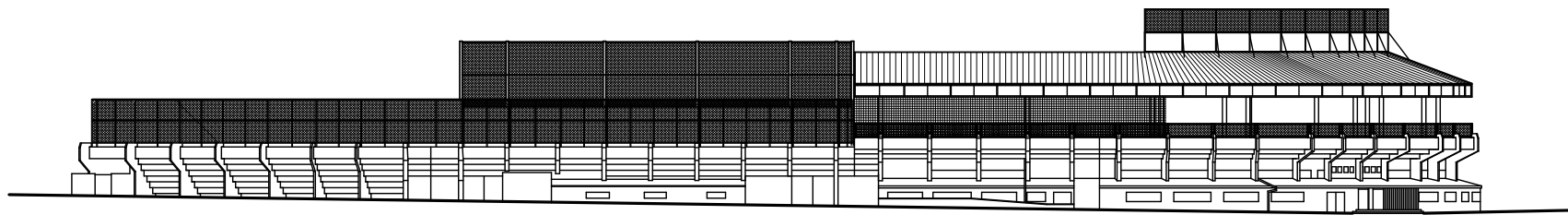
大和郡山市総合公園球場ベンチ改修工事			
図	附近見取図・配置図		尺 1/800
日	2025.4	図	
大和郡山市			図
都市建設部 入札検査課 施設整備室			番 A-2



立面図 1 : 300

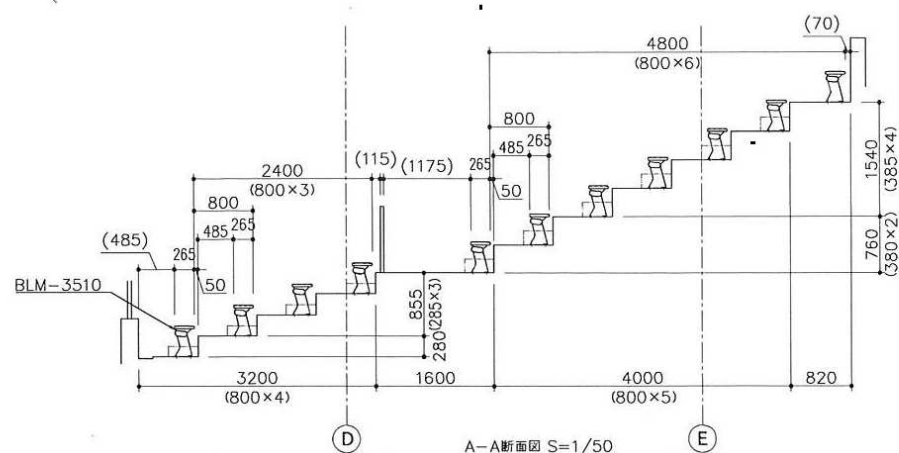
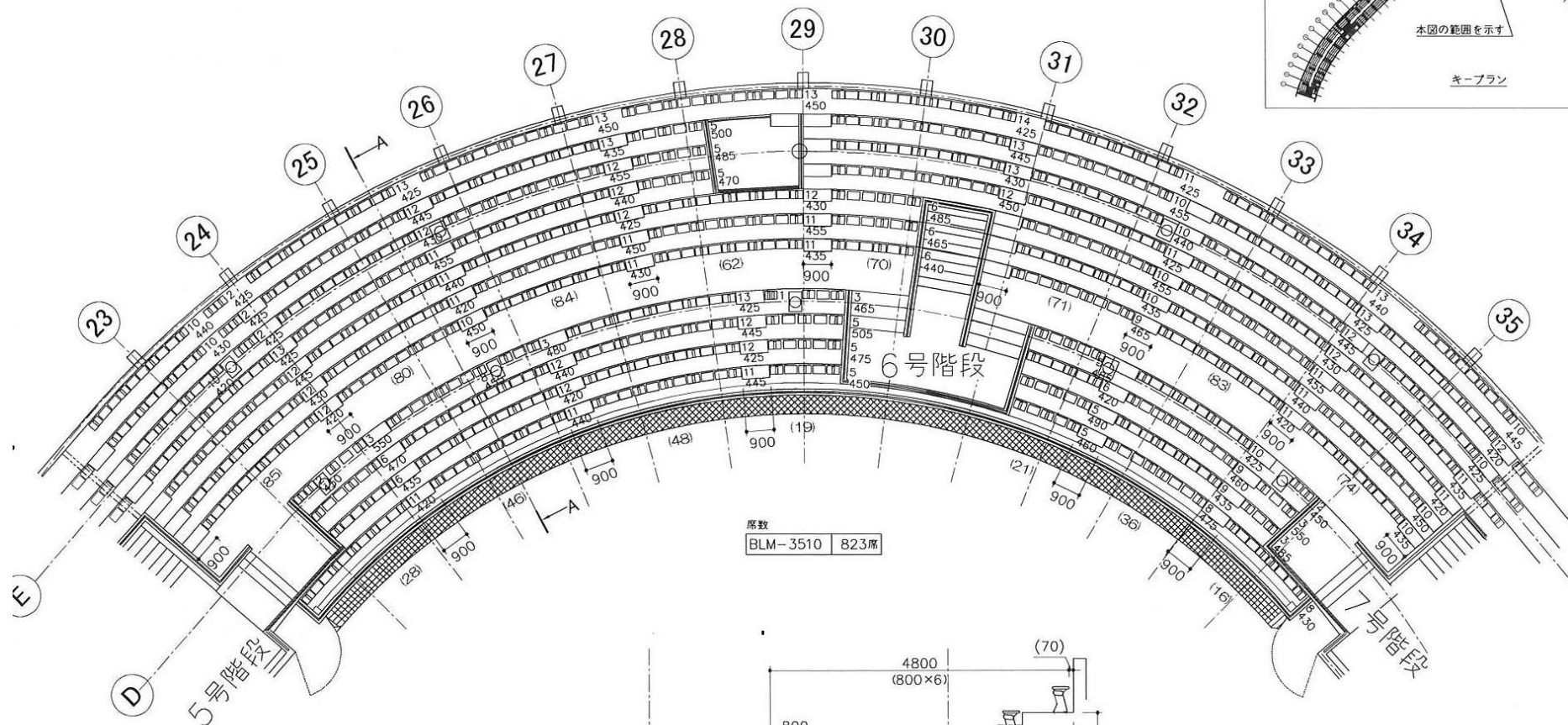


立面図 1 : 300



立面図 1 : 300

大和郡山市総合公園球場ベンチ改修工事			
図	現況立面図	縮尺	1/300
日	2025.4	図番	A-3
大和郡山市			
都市建設部 入札検査課 施設整備室			

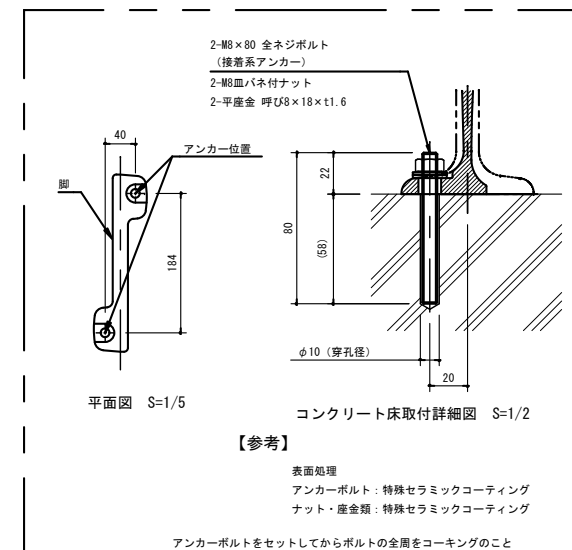
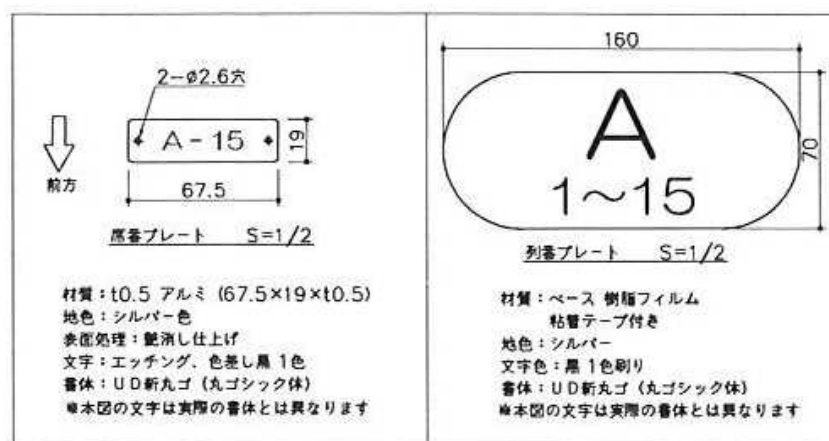
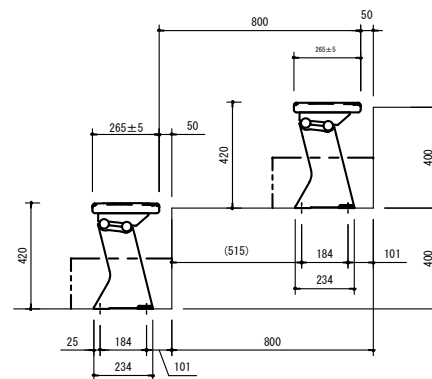
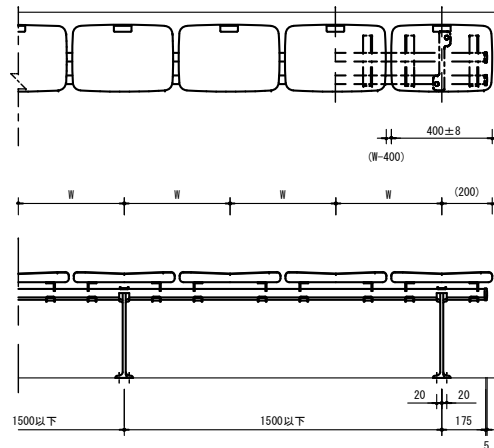


※縦通路には配置なし

大和郡山市総合公園球場ベンチ改修工事			
図名	改修平面詳細図	縮尺	1/100
図番	2025.4	図名	大和郡山市
都市建設部	入札検査課	施設整備室	

BLM-3510	
上台	高密度ポリエチレン ブロー成形品 KB
連結材	φ34×t3.2鋼管 亜鉛めっき 透明被膜付
	ブラケットt4.5鋼板加工品 クランプt3.2 鋼板プレス 溶融亜鉛めっき仕上
脚	アルミ合金ダイキャスト 屋外用合成樹脂焼付塗装 KO-230
	床に固定
席番	あり
列番	あり

ブロー成形品は、その製品特徴により伸縮があり、図中記入の寸法公差があるため注意のこと



・新規取付時、躯体モルタル部のサ・コ等を高圧水洗にて素地調整を行うこと。

大和郡山市総合公園球場ベンチ改修工事			
図	観客席詳細図	図	1/100
用	2025. 4	図	A-5
大和郡山市			
都市建設部	入札検査課	施設整備室	